

令和5・6年度における林野庁の建設工事等に係る一般競争入札の参加資格及び変更届に関するお知らせ

林野庁

林野庁（森林管理局等）が発注する「建設工事契約」及び「測量・建設コンサルタント等契約」の一般競争（指名競争）入札に参加するために必要な資格について、令和5・6年度分の取扱いに係る注意点や、変更届の作成要領を、下記のとおりお知らせします。

なお、上記資格の申請方法等については、官報及び林野庁ホームページに掲載しております「競争参加者の資格に関する公示（令和5・6年度分）」をご参照ください。

記

1 資格確認通知書発行の取りやめについて

令和5年度以降における建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争参加者資格に係る資格確認通知書の発行は、事務運営の合理化及びペーパーレス化の観点から、原則として行いません。**今後は、林野庁のホームページ（※）にて公表する「有資格者名簿兼資格確認通知書」への掲載をもって、これまで紙ベースで郵送しておりました通知書の発行に代えるものとします**ので、資格審査の結果となる登録状況をご確認いただき、入札等で資格確認通知書が必要な場合は、有資格者名簿兼資格確認通知書の画面を印刷の上ご提出ください。

※ https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/

令和5・6年度分の競争参加資格審査インターネット一元受付の結果については、令和5年4月1日に、上記のホームページに掲載される予定です。ただし、申請者に資格がないと認めた場合については、従前どおり通知書を郵送します。また、令和5年1月28日以降の申請（随時申請）の場合の掲載日は、申請書受理から概ね1ヶ月程度を要します（事務処理の都合上、これ以上に時間を要する場合があります。）ので、ご不明な点につきましては、申請先の森林管理局等にご確認ください。

なお、メンテナンス等により、ホームページにおいて一時的に有資格者名簿兼資格確認通知書を表示できない期間が発生する可能性がありますので、事前に紙又はPDFデータ等に印刷の上、別途保管いただきますようお願いいたします。

2 変更届について

(1) 変更届の提出が必要となる場合

- ① 建設業法第12条（建設業法第17条において準用する場合を含む。）に該当することとなった場合（廃業等）。
- ② 契約を締結する能力を失った場合（予算決算及び会計令第70条参照）又は破産手続開始の決定を受けた（復権を得ない）場合。
- ③ 建設工事において、建設業法第3条に基づく建設業の許可を失った場合及び建設業法による監督処分を受けた場合。
- ④ 測量・建設コンサルタント等において、営業に関し法令上必要な資格を失った場合。

- ⑤ 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の有効期間が途切れてしまった場合（現に有効な総合評定通知書を取得していない場合）。
- ⑥ 住所、商号又は名称、連絡先、代表者氏名及び許可・登録等の状況に変更が生じた場合。

※ **営業所の名称、所在地及び電話番号等、「営業所」に関する変更の届け出は不要です。**

(2) 変更届の提出先

申請書の提出先となった林野庁本庁又は森林管理局でなければ、変更届に係る処理を行うことができないため、有資格者名簿兼資格確認通知書に記載の「登録番号」を別表と併せてご確認の上、該当する森林管理局等にのみ書類を送付してください。登録番号は、頭文字（アルファベット）の種類により、契約種別及び申請先の森林管理局等を確認できません。

(3) 「許可・登録等の状況」に業種を追加する場合の取扱い

変更届ではなく新規申請と同様の手続きが必要となりますので、既に登録済の業種についても申請書に記載の上、必要書類を添付して提出してください（林野庁ホームページに別途掲載中の申請書類作成要領をご参照ください）。

なお、登録業種を削除する場合は、変更届に必要事項を記入し、変更内容を証明できる公的な書類等の写しを添付して提出してください。

(4) 変更届の処理期間等

変更届に係る処理は、書類の到着後、数日から1ヶ月程度で完了します（「許可・登録等の状況」の変更では、これ以上に時間を要する場合があります）が、お急ぎの場合等は申請先の森林管理局等にご相談ください。

なお、今後におきましては、事務の省力化及び省資源化の観点から、書類の到着確認等を目的とした返信用封筒の同封はご遠慮いただき、上記のホームページ（有資格者名簿兼資格確認通知書）にて状況をご確認いただくか、お電話での対応をご検討いただきますようお願いいたします。

別表：2 (2)関係

登録番号による契約種及び申請先の森林管理局等の識別方法

申請森林管理局長等名	建設工事	測量コンサル
林野庁長官	Y	Z
北海道森林管理局長	A	C
東北森林管理局長	D	E
関東森林管理局長	F	G
中部森林管理局長	H	M
近畿中国森林管理局長	N	P
四国森林管理局長	Q	R
九州森林管理局長	T	U

※6 桁の登録番号の頭文字